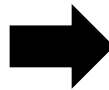


## 建設工事における最低制限価格の算定方法の変更について

令和5年4月1日以降に公告又は指名通知する建設工事について、最低制限価格の算定方法の一部を変更するものです。

現 行	
ア	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
イ	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
ウ	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
エ	一般管理費の額に10分の <u>5.5</u> を乗じて得た額



改正後	
ア	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
イ	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
ウ	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
エ	一般管理費の額に10分の <u>6.8</u> を乗じて得た額